

(別紙)

令和3年度「中国オンラインプロモーション事業」業務仕様書

1 委託業務名

令和3年度「中国オンラインプロモーション事業」業務

2 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 趣旨・目的

(1) 趣旨

簡体字 SNS 「WeChat」(微信) および「Weibo」(新浪微博) を活用し、継続的に観光情報等を発信することにより、本県への来訪機運を高め、誘客を促進する。

(2) 目的(取組みの方向性)

- ① 中国ユーザーに訴求する良質なコンテンツ(記事)の制作・配信
- ② 新規フォロワーの獲得
- ③ 既存フォロワーの離脱防止・定着促進
- ④ フォロワーとの双方向コミュニケーション
- ⑤ 本県来訪促進(動機付け)
- ⑥ 兵庫県の滞在型周遊観光の PR

4 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部(以下、「観光本部」という)が実施する令和3年度「中国オンラインプロモーション事業」において、以下の業務を委託する。

(1) 運営対象 SNS

① WeChat(微信)

(公社)ひょうご観光本部(以下、「観光本部」という)が令和2年度受託事業者に運営委託している下記の既存アカウントを引き継ぐこと。

ID : [bingku2018](#)



② Weibo(新浪微博)

観光本部が自主運営する下記の既存アカウントを引き継ぐこと。

URL : https://www.weibo.com/hyogo?source=blog&is_hot=1

(2) 業務内容

- ① WeChat/Weibo 公式アカウントの管理運営
- ② 記事制作・投稿

- ③ フォロワー獲得・定着プロモーション
- ④ Weibo アカウントでの観光本部提供した情報の随時発信

5 提案を求める項目

以下の項目について、対応する項目番号およびタイトルを付記したうえで、企画提案書に内容を記載すること。なお、項目別に WeChat/Weibo それぞれの内容を記載することを原則とする。

(1) 継続的な情報発信

① コンテンツ（記事）制作

中国市場のトレンドおよび WeChat/Weibo 双方の特性を踏まえ、本県への来訪意欲を高める効果的なコンテンツ配信が実現できるよう、制作方針や実施手法、記事内容の方向性について提案すること。

【参考 URL（観光本部 WEB サイト）】

- ・ 中国語「ANOTHER HYOGO」：<http://www.travelhyogo.org.c.aas.hpcn.transer-cn.com/>
- ・ 日本語「Hyogo!ナビ」：<https://www.hyogo-tourism.jp/>

② 配信頻度・記事本数

費用対効果（下記（2）とのバランス等）を考慮したうえで、フォロワーへの情報提供として最適な配信頻度・記事本数について提案すること。

ただし、WeChat についてはサービスアカウントのため、配信頻度は月 4 回（週 1 回）を必須とする。

③ ユーザーとのコミュニケーション

SNS 特性を活かし、一方的な情報提供にとどまらない双方向のコミュニケーションを図る手法について提案すること。

(2) フォロワー獲得・定着プロモーション手法

- ・ フォロワーの新規開拓・定着促進の両面から、効果が最大化する手法および回数について提案すること。この点について、両 SNS 内における広告メニューやライブ配信等を活用した各種プロモーションのほか、他メディアからの流入促進やオンライン以外でのキャンペーンなど、幅広く提案対象とする。
- ・ 委託業務終了時点（2022.3 月末）における目標フォロワー数を明記すること。
〔（参考）フォロワー数（2021.2 月末時点）〕
 - ・ WeChat : 20,038 名
 - ・ Weibo : 21,240 名

(3) 長期運用戦略

翌年度以降における中国プロモーション施策のプラットフォームとして機能させるべく、アカウント運用戦略（概ね 2 年間）について提案すること。

(4) 取得データ分析手法（レポート報告等）

今後の中国向けプロモーション施策の基礎資料として活用可能なデータの分析手法を提案すること。

6 実施要件

- (1) 記事制作について、現地ユーザーに馴染みのある自然な文章表現とするため、原則として中国人ライターを配置すること。また、内容確認のため日本語への翻訳を併せて行うこととし、当該文章は日本人スタッフがチェックを行うこと。
- (2) 発信する情報は、画像素材等も含め原則として受託者が収集すること。
ただし、観光本部が保有し、本事業に利用可能な素材は可能な限り提供するものとする。
- (3) 取材記事を制作する場合、掲載施設に対する取材許可や記事内容の確認は受託事業者が責任を持って行うこと。また、観光本部が別途運営する多言語 SNS アカウント[※]上でも無償で掲載できるよう事前に許可を取得すること。ただし、施設等の意向により転載不可の場合は、その旨観光本部へ報告すること。
※ Facebook（英語・簡体字・繁体字・韓国語・フランス語）
- (4) 毎月の記事テーマについて、前月末までに観光本部へ提出し承認を得ること。
なお、観光本部より別途指定テーマでの制作を依頼する場合がある。
- (5) ネガティブコメントや不正アクセス等について必要な措置を講じること。
- (6) WeChat アカウント認証にあたり、必要となる費用を経費として含めること。

7 委託料の上限額

委託料の上限額は、6,160,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

8 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (7) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること。

(8) 委託契約の締結

- ① 契約に関する事務は委託者で行う。
- ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- ③ 契約条項は、委託者において示す。
- ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(9) 契約の解除

- ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- ② 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(10) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

(12) 令和4年度以降、予算措置の状況等により観光本部職員自らが継続運用する可能性も視野に、仕様変更やアップデート等に対応できる管理運営体制を確保すること。なお、受託者の変更を要する場合、令和2年度の受託者が必要となる引き継ぎを全て行うこと。

9 スケジュール（予定）

4月	観光本部と受託事業者との調整・契約
4月～翌年3月	記事制作・配信／各種プロモーション実施、月例レポート
3月	年間実績報告

10 納品物

(1) 委託期間中

- ① 毎月
実績レポート（記事流入・閲覧状況、フォロワー数 等）
- ② 半期毎（令和3年9月末／令和4年3月末）
中国市場に関する情報（トレンド・訪日トピックス 等）

(2) 業務委託完了時点（令和4年3月末）

- ① 最終実績報告書（通年）
- ② その他、本事業における制作データ（詳細は後日調整）
- ③ 提出期限 令和4年3月31日（木）

1.1 審査基準

- (1) 適正なアカウント管理運営体制が構築されているか。
- (2) ユーザーに訴求するページ・コンテンツの構成となっているか。
- (3) 確実なフォロワー獲得・定着につながるプロモーション内容となっているか。
- (4) 効果的かつ持続可能な長期運用戦略となっているか。
- (5) 今後の施策展開に繋がるデータ分析手法となっているか。